

第 3 次三木市環境総合計画

自然共生と資源循環による「うるおい豊かな環境」を守りつなぐまち 三木

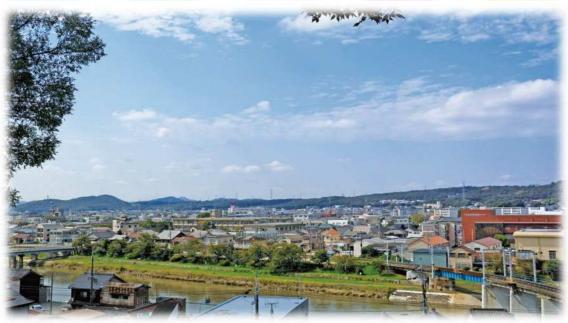












2021 年度



2030 年度

2021(令和3)年4月



1. 計画の策定の目的

三木市は、1999(平成 11)年 3 月に「三木市環境基本条例」に基づき、第 1 次計画となる「三木市環境総合計画」を、2009(平成 21)年 5 月に第 2 次計画となる「第 2 次三木市環境総合計画」を策定し、市民、事業者、三木市の各主体が一体となって総合的な環境施策を推進してきました。

この間、「SDGs」をはじめ、「パリ協定」の採択、国の「地球温暖化対策計画」や「第五次環境基本計画」、兵庫県の「第5次兵庫県環境基本計画」の策定など、国際社会、国、兵庫県においても様々な取り組みが進められ

ています。また、新型コロナウイルス感染症の広がりにより、ウィズコロナ時代に対応した新しい生活様式への移行が進んでいます。それに伴い環境問題への関心が高まり、社会のあり方についても変革が求められる時代となっています。

三木市としては、「三木市環境基本条例」に基づき、「第3次三木市環境総合計画」を策定の上、市民、事業者と共に各種取り組みを進めます。

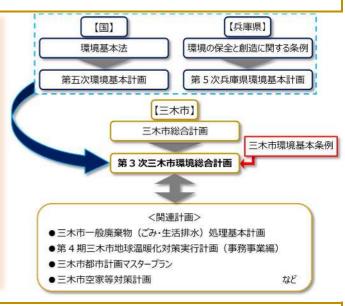


2. 計画の位置付け

本計画は、「三木市環境基本条例」の第 8 条に基づいて 定めるもので、三木市の行政計画の最上位に位置する「三 木市総合計画」を環境面から推進するものであると同時 に、三木市における環境行政の根幹を担う計画として、他 の行政計画と整合を図りつつ、環境の保全及び創造に関す る目標、目標を達成するための施策及びその他の必要な事 項を定めるものです。

また、国の「環境基本法」及び「第五次環境基本計画」、兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」及び「第5次兵庫県環境基本計画」等の関連法令や条例及び上位計画等に準拠した計画となります。



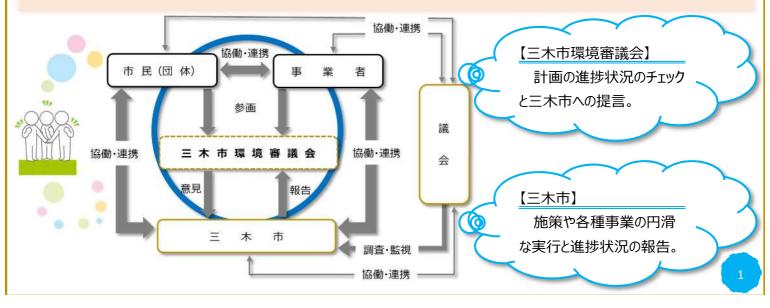


3. 計画の推進主体と体制

本市のまちづくりの最上位計画である「三木市総合計画」では、計画の推進にあたり「チーム三木」(市民・議会・企業・団体・行政)で知恵を出し合いながら、まちづくりを進めるとしています。

本計画の推進にあたっては、「チーム三木」の概念も取り入れ、市民や事業者、団体、議会及び三木市のそれぞれの主体が役割を自覚し、三木市内のより良い環境を守り育てるため、積極的な取り組みを進めていくこととします。

同時に、「第3次三木市環境総合計画」に掲げた取り組みの実施にあたっては、地域の各主体の参画を図ることや、施策の推進に向けた庁内の合意形成などに努めます。



4. 計画の期間

本市のまちづくりの最上位計画である「三木市総合計画」の期間は 2020 (令和 2) 年度から 2029 年度の 10 年間とし、そのうち、基本計画については 5 年後に必要に応じて見直しを行うこととなっています。

本計画の期間は、2021 (令和3) 年度から 2030 年度までの 10 年間としますが、目標年度については「三木市総合計画」に合わせ中間目標年度を 2024 年度とし、計画の目標年度は 2029 年度とします。今後、環境分野に関する国内外の動向に変化等が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。





5. 環境像

本市は、歴史的な資源、自然、産業、交通にも恵まれ、人々が生活しやすい環境が整っており、これまで、そうした地域の有する恩恵を受けてきました。

本市の恵まれた環境を守り、今後も将来の世代に引き継いでいくためには、環境への負担を減らし、持続的な社会を築いていかなければなりません。

本市に集う全ての人々が環境に対して関心を持ち続け、自らの生活や事業活動と環境との関わり合いを改めて認識し、市民、事業者及び行政等の各主体が連携しつつ、少しでも環境にやさしい取り組みを行っていくことが必要です。

そこで、本市がめざす環境像を『自然共生と資源循環による「うるおい豊かな 環境」を守りつなぐまち 三木』とします。



自然共生と資源循環による「うるおい豊かな環境」を 守りつなぐまち 三木

6. 基本目標

めざす環境像を実現するため、5つの基本目標を設定して市民、事業者等と連携し合いながら、各分野で取り組みを進めると同時に、「SDGs」について、環境分野の側面からも取り組みを進めます。



1. 地球温暖化対策に取り組む低炭素なまち

みんなで省エネルギー行動の実践や再生可能エネルギーの利用等の環境にやさしい生活様式や事業活動を実践するとともに、気候変動の影響への適応策を推進し、2050 年までに市内の二酸化炭素排出 実質ゼロをめざします。

【主に関連する SDGs の目標】













2. 生物多様性に配慮した自然と共生するまち

希少な野生動植物の保護、外来生物や有害鳥獣対策など、地域の生態系の保全に努めるとともに、 自然とふれあいの場の創出による生物多様性とのつながりを意識した取り組みを進めます。

【主に関連する SDGs の目標】









3. 3R の推進による資源が循環するまち

みんなが連携し食品ロスの削減やプラスチックごみの発生抑制対策等のごみの減量化に努めるとともに 資源が循環するまちをめざします。

【主に関連する SDGs の目標】











4. 地域の良好な環境を創出する安全・快適なまち

良好な大気、水等の確保、空家や空地の発生抑制対策及び不法投棄の防止対策など、健康かつ、 安全な生活環境の創出に努めるとともに、市内の景観資源や歴史的な文化財等の保全と継承に取り組 み、人々が快適に暮らせるまちをめざします。

【主に関連する SDGs の目標】









5. 地域のみんなの力で環境を良くするまち

家庭をはじめ、学校や職場、地域活動等の場で、みんなが環境について積極的に学び、環境にやさしい ライフスタイルやビジネススタイルを実践するエコなまちをめざします。

【主に関連する SDGs の目標】







発行 三木市 市民生活部 生活環境課 〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町 10番 30号

TEL: 0794-82-2000 (内線 2293) FAX: 0794-82-9792

